

©東京新聞



Dr. 松井英男の
在宅医療のカルテ



今回の在宅医療における遠隔診療についてお話しします。ここで

が遠隔地の患者さんを診療することです。

遠隔診療には、医師法二〇条の壁がありま

した。「医師は自ら診察せずに治療してはならない」というもので

す。患者と直接対面する診察を前提にしたものが、技術の進歩で、情報通信技術(ICT)を用いた診療は違法ではないとの通達が出されました。

具体的には、慢性疾患やがんなどで病状が比較的安定している患者に対しても補助的に用いるなら、遠隔診療は問題ありません。私は厚生労働省や総務

遠隔診療への取り組み



移動中もモニターで患者を診察=川崎市で

省の臨床試験として、多くの施設で共同研究をしました。

心不全のIさんは研究に協力いただいた一人です。通常の訪問診療に加え、遠隔診療を行いました。当院では、訪問看護師が携帯

私は別の診療で移動中でしたが、車中のモニターで患者を診察できます。

研究では、在宅診療は遠隔でも安全にできることが分かりました。訪問診療の一部を遠隔で行えば、移動時間を省ける分、より多くの患者を診察できます。

医療従事者にとってICTは便利です。ですが、患者やご家族のメリットはこれから検証課題です。

(川崎高津診療所院